基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉		
施策部門	1	健康管理・健康づくり				
部門別プロジェクト	1	生涯を通じた健康管理				

現状と課題

急速な高齢化や生活習慣の変化により、生活習慣病の割合が疾病全体の3割を占めており、本市でも「がん」「心疾患」「脳血管疾患」といった三大生活習慣病による死亡が多くなっています。

口腔に関しては、母子健康手帳交付時や乳幼児健診での歯科保健指導に加え、歯科健診時のフッ素塗布、さらに保育施設や小中学校でのフッ化物洗口*の取り組みにより、子どものむし歯保有率は、全体としては改善されました。

一方、結核や新型インフルエンザなどの感染症 に関しては、全国的かつ急速的なまん延により市 民の生命および健康に重大な影響を与える恐れ があり、予防接種の必要性が再認識されています。

生活習慣病による死亡者や医療費を減らすためには、個別保健指導を充実させ、メタボリック・シンドロームの予防および解消、動脈硬化を進行させる生活習慣病の重症化予防が必須となります。子どものむし歯に関しては、「むし歯のない家庭」の二極化がみられるため、さまざまな関係機関が連携し、集団や個別の場で改善が必要です。感染症対策である予防接種に関しては、実施状況の把握を行い、さらなる周知徹底を図っていくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

国が策定する「健康日本 21 (第二次)」計画との整合性を図りながら、乳幼児から高齢者までの生活習慣病の一次予防に重点を置いた保健事業を実施していきます。特に、合併症の発症や症状進展の重症化予防を重視した取り組みを医師会などの関係機関と連携を取りながら推進していきます。

妊娠期からの生活習慣については、生涯を通し た健康づくりの大きな基礎となることから、妊 婦・乳幼児期からの健康づくりに取り組みます。 また、国が示す 8020 運動に沿って、乳幼児や 妊婦、成人を通じてのむし歯予防や歯周病予防に 取り組みます。そのために歯科医師会と連携を取 りながら、乳幼児期の歯科健診および成人の歯周 病検診を継続し、歯科保健の充実を図ります。

感染症の発生予防・まん延防止については、予 防のための正しい知識の普及や予防接種率の向 上などに取り組みます。

(1) 生涯を通じた健康管理の推進

生涯を通じた健康管理の基本は自分の体を知ることから始まるため、まずは妊婦健診・乳幼児健診・各種成人健診の受診者を増やすための体制づくりを行います。また、健診結果に応じた生活習慣病の一次予防、合併症発症や重症化予防、がんの早期発見・早期治療の保健指導を家庭訪問・相談などで充実させます。

(2) 歯科保健事業の充実

生涯にわたって歯・口腔の健康を保つためには、自身の状況を的確に把握することが重要です。妊婦へは歯科健康教育を行います。乳幼児へは、乳幼児健診時の歯科健診・フッ素塗布・歯科保健指導、また、保育施設などへのブラッシング指導を行います。成人期以降の取り組みとしては、歯周病が顕在化し始める 40 歳からの歯周病検診を実施することで、歯の喪失を予防します。永久歯のむし歯予防を目的として幼児期と学齢期に実施しているフッ化物洗口は、引き続き取り組みます。

(3) 感染症に対する知識の普及と予防接種の推進

予防接種が安全かつスムーズに実施できるように、関係機関との連絡・調整・相談を行います。また、対象者が予防接種について理解し体調を考えながら接種できるように、家庭訪問や健診、相談の場において保健指導を行います。さらに接種者・行政・医療機関が一体となって過誤防止に取り組みます。また、新型インフルエンザや肺炎球菌などに関する感染症予防体制の整備を行います。

指標名	特定健診における異常値を示す者の割合	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明 血圧が 160/100mmHg 以上である者の割合		半世	(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA 県内自治体平均		%	5.3	8.4	7.2
設 定 理 由 動脈硬化の進行に高血圧が大きく関与しているため					

指標名	健康な歯をもつ者の割合	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明 12歳児のむし歯を持っていない者の割合		半世	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA 県内自治体平均		%	60.15	50.1	60.0	
設定理由	乳幼児、学童期までの生活習慣が成人期の口腔衛生に大きく関係してくるため					

基	本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉		
旅	策部門	1	健康管理・健康づくり				
部門別	プロジェクト	2	地域で取り組む健康づくりと食育				

現状と課題

「健康宇城市 21 (第一次)計画」は、合併と同時に、各種団体・組織と行政が一体となって計画策定から取り組み、平成 26 年度には第二次計画を策定しました。健康づくり推進員・母子保健推進員・食生活改善推進員(ヘルスメイト)・ボディートークリーダーの地域での活動を支援しています。しかし、少子高齢化や社会環境の変化が著しく地域コミュニティの力が弱くなっている現状があり、活動が難しくなっています。

食生活については、食育推進計画(第 2 次)

を平成26年度に策定し事業を推進していますが、まだまだ食についての正しい知識が浸透しているとは言い難い現状です。市民が元気で生き生きと生活するためには、地域全体で健康意識を高めて、生活習慣病の一次予防や合併症の発症、重症化予防を重視した取り組みが重要です。

そのためには、世代間交流や地域コミュニティの活性化を図り、子どもから成人まで、食生活などによる生活習慣病の予防や改善、健康長寿に向けて取り組んでいくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

健やかで安心な妊娠・出産・子育てができる、 疾病予防に自分で取り組む、元気な高齢者活動が できる、介護が必要な状態になっても最後まで生 き方に選択肢を持ち、人とのつながりを持って生 きることができる地域を目指し、その中の「健康 づくり」に取り組む地域活動を充実させるための 支援を行います。

「妊婦健診」から始まり、「乳幼児健診」、成人では生活習慣病の予防のために必要な検査項目が盛り込まれている「特定健診」を受けます。その結果を自分の健康管理に生かしていくことで健康寿命の延伸が実現しますが、そのためには個

人の理解や努力だけでなく地域全体の健康意識 が高いことが必要です。健康づくり推進員、母子 保健推進員など各種団体と協働して「地域で取り 組む市民の健康づくり体制」の充実を目指します。

また、生きていく上で基本となる「食」について、食生活改善推進員をはじめ関係機関と連携しながら、各年代に応じた食育活動を推進していきます。健康寿命の延伸のために、食を中心とした生活習慣の確立を目指すとともに、乳幼児期から高齢期まで、健康管理に必要な正しい知識を学ぶことができるような情報や機会の提供に取り組みます。

(1) 地域健康づくり推進体制の充実

健康づくり推進員は、健康づくりの情報を地域に広める役割を担っています。そのための研修を充実させ、分かりやすい具体的な情報を提供します。各地区の健康づくり推進員や食生活改善推進員をはじめ、嘱託員や民生委員児童委員などと連携を取りながら、地域の健康状況を確認し、健康課題に積極的に取り組めるよう支援します。本市の健康課題についても市民に広く情報提供し、地域全体で健康意識を高め、ひいては特定健診の受診率向上につなげていきます。

母子保健推進員の活動を充実させることで、地域での健やかで安心な妊娠・出産・子育てを支援します。ボディートークリーダーは、妊娠中・産後の母子などの、心身共に安定した生活を支えることができるよう、マタニティボディートークを実施します。

(2) 生涯を通じた食育の推進

食の崩壊といわれて久しい今日の食に対する教育の重要性を見直し、自分で自分の健康を守り食事の自己管理能力を育てるため、食育の推進に取り組み健康的な生活習慣の確立を図ります。

食生活改善については、推進員の活動を地区の一般市民の集まりや学校・保育園における食育の場に取り入れていきます。また、市民が生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、ヘルスメイト養成講座およびその後の研修会を継続して実施することで、情報提供活動や地域における実践活動を推進します。

併せてネットワークづくりのための「食育推進委員会」を開催し、くまもと健康づくり応援店や宇城野菜ソムリエの会などの関係団体との協力・連携を図ります。

指標名	特定健診受診率	出点	基準値	現況値	目標値
指標説明 特定健診受診結果		単位	(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA 特定健診受診率(国の目標値)		%	60.0	37.1	50.0
設定理由	健診受診率の向上が健康意識の高まりを表すため				

指標名	朝食を殆ど毎日食べている3歳児の割合	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明 3歳児健診時の問診票より		半四	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA 県内自治体平均(「熊本県の母子保健」より)		%	92.2	92.7	97.0	
設 定 理 由 乳幼児期の食習慣は生涯を通じての生活習慣の基礎となるため						

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉			
施策部門	2	障がい者(!	障がい者(児)福祉				
部門別プロジェクト	1	障がい者(児)福祉サービスの充実					

現状と課題

平成 25 年に施行された「障害者総合支援法」の基本理念に「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合かつ計画的に行われること」と掲げられ、本市でも障がい者の範囲の見直しやサービスの充実強化を実施しています。

障がい福祉サービスの利用については、平成26年度末までに全ての対象者にサービスなどの利用計画を作成し交付することとしていましたが、新たな特定指定相談支援事業所の開設や相談員の増員により、平成28年9月末現在においては、障がい者が99.8%、障がい児が100%の達

成率となっています。引き続き、継続的な障がい 福祉サービスの利用と定期的モニタリングを実 施するため、利用者と相談支援事業所などへの啓 発が必要です。

今後も障がい福祉サービス利用の増加が見込まれるため、新たな特定指定相談支援事業所の開設や相談員の増員に向け啓発が必要です。

その他、障がい者手帳の取得や障がい福祉サービスなどの利用に至っていない人への呼びかけを、各医療機関や相談支援事業所、各地域の民生委員児童委員などと連携するとともに、市広報紙やホームページの活用が必要です。

プロジェクトの基本方針

「障害者差別解消法」が、平成 28 年 4 月に施行されました。この法律は国や市町村といった行政機関や、会社や商店などの民間事業者が障がいのある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすための法律です。この法律を周知・啓発し、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会を目指します。また、「地方公共団体等職員対応要領」を作成して適切に対応するため、市職員を対象とした研修会などを開催します。

障がいのある人の自立と社会参加のため、障がい福祉サービスおよび地域生活支援事業のサービスを適切に実施し、地域生活への移行を促すとともに、障がいのある人の福祉サービスや地域活動支援事業のサービスの利用については、相談支援事業所などと連携し必要な情報の提供や助言などの支援を行い、利用者本位の提供基盤を整えます。

(1) 障がい福祉サービスの支援体制強化

障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、利用者のニーズや状況に対応したサービスの確保、提供体制の強化を図ります。

また、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施可能な地域活動支援事業を創意工夫しながら事業の詳細を決定し、効率的かつ効果的に取り組むとともに、障がい福祉サービスの適切な利用を推進するため、新たな特定指定相談支援事業所の開設や相談員の増員に向け啓発を行います。

(2) 障がい児支援の体制強化

障がいのある子どもとその保護者に対しては、医療や保健・教育・福祉などの関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の確保が必要です。そこで、障がいのある子どもに対する短期入所や日中一時支援などの障がい福祉サービスと、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどの一体的・効果的な支援を確保します。また、障がいの早期発見・早期治療を推進するため、関係機関と連携し体制を整えます。

(3)相談・情報提供の充実

障がいのある人の個々のニーズに対応したサービスの提供を行うため、相談支援事業所などの関係機関と連携し、相談や情報提供を行います。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」については、市の広報紙やホームページで情報を発信し周知啓発を行います。

指標名	障がい福祉サービスの利用者(人口比率)	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明 障がい福祉サービス利用者比率		半世	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	県内自治体平均	%	0.91	1.02	1.67	
設 定 理 由 障がい福祉サービスのニーズに対応できるよう利用比率を把握するため						

指 標 名	障がい者手帳所持者(人口比率)	出占	基準値	現況値	目標値		
指標説明 障がい者手帳の所持者比率		単位	(H27)	(H27)	(H32)		
基準 DATA	県内自治体平均	%	7.20	7.74	8.37		
設定理由	障がい福祉サービスのニーズに対応できるよう手帳所持者比率を把握するため						

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉			
施策部門	2	障がい者(!	障がい者(児)福祉				
部門別プロジェクト	2	障がい者(児) にやさしいまちづくりの推進					

現状と課題

障害者総合支援法の施行により、障がいのある人が障がい福祉サービスの利用をしやすくなり、地域で安心して暮らせる環境が整ってきていますが、障がいのある人に対する理解や認識はまだまだ深まっておらず、地域や職場での偏見があるようです。

障がいのある人の自立や社会参加には、環境整備だけではなく、障がいや障がいのある人に対する理解を深める必要があるため、人権啓発課などと連携し、市広報紙やホームページを活用し、意識改革を行うことが必要です。

また、障がいのある人も一般就労できれば、生きがいを得ることができるとともに、経済的にも安定し、地域で安全安心に暮らすことができます。障がいのある人の一般就労は、ここ数年で増加していますが、より一層推進するため、宇城圏域障がい者支援協議会の就労支援部会が中心となって、企業やハローワーク、就労支援事業所などと連携し、一般就労に結び付けるとともに継続して就労できるよう障がいのある人のみならず、企業などへの定着支援が必要です。

プロジェクトの基本方針

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を広く普及するために、宇城圏域障がい者支援協議会「権利擁護部会」を中心に「地方公共団体における障害者差別解消法に基づく対応要領」を作成し、適切な対応をするため、市職員を対象とした研修会などを開催します。また、企業など

にも呼び掛け、「不当的な差別的取扱い」や「合理的配慮」についての正しい情報を伝え、障がいのある人のさらなる受け入れを要請します。

障がい者自立支援センターでも、ハローワークと常に連携し、最新の求人情報を収集し、個々の能力やニーズに応じた情報を提供します。

(1) 社会参加の促進

障がいのある人の生きがいづくりや生活の質の向上を目的に、気軽に参加できるスポーツやレクリエーション、文化活動を障がい者団体などと連携し充実させます。

また、障がいのある人の外出時や社会参加の際に利用できる同行援護や移動支援、手話通訳者および要約筆記者派遣事業などの周知を行うとともに、コミュニケーションボードやヘルプカードの普及を推進していきます。

(2)雇用・就労への支援

就労系サービスの支給決定を行い、一般就労に必要な技術や知識を身に付けるための訓練を受けやすくします。また、引き続き、宇城圏域障がい者支援協議会の就労支援部会や就労移行支援事業所など、障がい者自立支援センターと連携し企業などへの啓発活動を行い、職場体験実習が可能な企業などの増加を目指しながら、一般就労を希望する障がいのある人の就労支援や定着支援を行います。

その他、企業などを対象とした「障がい者雇用セミナー」を開催し、公的制度の説明やメリットなどについての周知や、障がいのある人の特徴や特性を理解していただく機会を提供します。

(3) 啓発・広報の充実

社会における「障がいのある人」や「障がい」への正しい理解の定着を図るため、障がい者週間や 障がい者雇用推進月間の機会を捉え、市広報紙やホームページを活用し啓発を行います。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために必要な障がい福祉サービスや各種制度などをはじめ、生活に関する情報提供を行います。特に、「障害者差別解消法」では、障がいのある人が平等な機会を得られるよう、差別の解消と合理的配慮などについて啓発を行います。

指標名	福祉施設からの一般就労者数	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明 障がいのある人の福祉施設からの一般就労者数		半世	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	見 内自治体平均					
設 定 理 由 障がいのある人の福祉施設からの一般就労に向けて支援していくため						

指 標 名	就労に関する相談件数	単位	基準値	現況値	目標値		
指標説明 障がいのある人の就労に関する相談件数		半匹	(H27)	(H27)	(H32)		
基準 DATA	近隣自治体平均	件	233	239	597		
設定理由	設 定 理 由 障がいのある人の就労に関する相談しやすい環境を整備することで就労につなげていくため						

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり 施策分野 健康福祉		健康福祉		
施策部門	3	高齢者	高齢者福祉			
部門別プロジェクト	1	高齢者の生きがいづくり支援	高齢者の生きがいづくり支援・福祉サービス支援の充実			

現状と課題

わが国の人口の高齢化は急速に進んでおり、高齢化率は26%を超え、10年後には30%に達すると見込まれています。本市においては、平成28年3月現在31.0%であり、全国および県内自治体の平均を上回っています。

内閣府の予測では、高齢者人口は 2042 年に 3,878 万人でピークを迎え、その後は減少に転 じるそうですが、それ以上に速いペースで子ども や働き世代の人口が減少するため、当面、高齢化 率は上昇し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの

世帯が増加することが見込まれています。今後は、 市民一人ひとりが超高齢社会についての理解や 認識を深めるとともに、高齢者が積極的な社会参 加意識を生涯にわたって持ち続けていく必要が あります。

こうした中でも、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で支え合う仕組みを整えるとともに、高齢者が尊厳を失わず生きがいを持って活躍できる環境をつくることが求められています。

プロジェクトの基本方針

住み慣れた地域の中で、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力、知恵などを充分に発揮し、健康で生きがいのある生活が送れるよう、高齢者の社会参加と雇用・就労機会の場の拡充、交流機会の拡充などを推進します。

また、高齢者だけの世帯や高齢者の一人暮らし、 寝たきりの高齢者が増加する中、全ての高齢者が 暮らしたいと思う地域や場所で快適かつ安全安 心に生活できるよう、個々の事情に応じた支援や 各種サービスの提供、多様な見守り施策や家族介 護者支援の充実など、自立して長寿を全うするこ とのできる各種施策に取り組みます。

今後も増加する高齢者の認知症への対策の整備を図るとともに、適度に高齢者と共に過ごし交流することで高齢者を孤立させないためのコミュニケーション促進事業を図ります。

(1) 高齢者の生きがいづくり活動支援

高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進を目的に老人クラブ活動を支援します。また、高齢者の雇用・就労機会の提供を通じ、高齢者の社会活動継続の支援と交流機会の拡充を目的に、シルバー人材センターの事業支援を図ります。

退職間もない元気な高齢者にも目を向け、地域活動の新たな担い手としてこれまで培った経験や能力を生かして積極的に社会参加し、共に支え合う豊かな地域社会を構築できる取り組みを推進します。

(2) 高齢者の安全・快適な日常生活の支援

地域包括支援センターなどでの各種相談への対応や緊急通報システムの内容充実をはじめ、認知症に対する正しい理解の啓発や各種在宅福祉サービスの拡充により、高齢者が日常生活を安全・快適に暮らせるよう支援します。また、家庭介護者の負担軽減を図るため、介護用品購入助成事業などの支援事業を充実させます。

(3) 高齢者に優しい社会づくり支援

敬老思想の高揚と地域住民交流を目的に、地区(行政区)などで開催する敬老会に対し、その開催を支援します。また、敬老の意を表し、敬老祝い金などでその福祉の増進を図ります。

認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座や認知症初期集中支援チーム運用など、認知症高齢者へ適切な対応ができるよう体制を整備します。また、高齢者の生活・権利をその人の立場に立って代弁し、あるいは本人が自ら自分の意思を主張し、権利行使ができるように支援する権利擁護についての取り組みを充実させます。

指標名	元気な高齢者の割合	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	指 標 説 明 介護保険制度未利用の 65 歳以上人口率		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	基準 DATA 全国平均(介護保険制度)		82.2	79.7	82.2
設定理由	設 定 理 由 高齢者の生きがいづくり活動を支援するため				

指 標 名	65 歳以上就業率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	65 歳以上で就労している就業率	1 年 11/1	(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	基準 DATA 全国平均		20.35	20.27	20.35
設定理由	高齢者の生きがいづくり活動を支援するため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉		
施策部門	4	社会福祉				
部門別プロジェクト	1	社会福祉協議会	社会福祉協議会事業の充実			

現状と課題

少子高齢化や核家族化が進む中、子育てから高齢者の福祉に至るまで人間関係の希薄化などにより、虐待や孤独死などが社会問題化しています。 そのため、住民による共助と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が求められています。

地域福祉ネットワークの一環として、地域福祉会の設置推進が平成18年度から市社会福祉協議会で取り組まれ、145行政区において地区福祉会が組織化されました。

現在では、ふれあいサロンや見守り活動など世代間交流を基本活動として、地区の事情に応じた福祉活動が展開されています。しかし、公的な福祉サービスだけで要支援者への支援をカバーす

ることは困難で、地域の生活課題が見えにくくなっている現状です。

とはいえ、地域住民が生活の中で近隣の様子の変化に気づいたり、地域の生活課題を発見したりする地域コミュニティはこれからも残していかなければなりません。そのために、サロンや見守り活動を通じて地域の生活課題を発見し、情報を共有し、解決していくための公的な福祉サービスにつなげる組織は大きな役割を果たします。その組織を代表するのが地区福祉会です。未設定の行政区についてはその設置の推進を図るとともに、既に設置済みの行政区については活動内容を今以上に充実させる必要があります。

プロジェクトの基本方針

社会福祉法に基づく行政の地域福祉計画とその計画に基づき、市社会福祉協議会が中心となって進める地域福祉活動計画に掲げた「誰でもどこでも安心して暮らせる福祉のまち」を目標として、市民一人ひとりが福祉を自分のことと考え、地域全体で助け合い支え合う社会を目指します。

そのためには、まず、要支援者名簿をもとに地

域の民生委員児童委員などがコーディネーター として中心となり、要支援者と打ち合わせて避難 行動計画などを策定していきます。

また、市民の福祉に対する理解と関心を高めて 地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした 福祉活動について支援をしていきます。

(1)避難行動要支援者登録制度の推進

宇城市災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、地域全体で助け合い、支え合うために、 災害弱者に対して登録の啓発に取り組み、地域で情報共有し、要支援者の災害時の具体的な避難行動 計画推進を支援します。

(2) 高齢者の安全・快適な日常生活の支援

市民参加型の地域福祉ネットワークづくり推進のため、市社会福祉協議会が取り組んでいる地区福祉会の設置・充実を支援します。

(3)福祉団体などの育成・強化

地域福祉を担う中心的な組織である市社会福祉協議会が充実した運営ができるように組織運営などの支援を行うとともに、住民の福祉に対する理解と関心を高め、地域福祉への参加意識を醸成するためにものボランティア活動の支援にも取り組みます。また、民生委員児童委員が地域福祉の推進役として円滑に活動できるよう支援します。





指標名	避難行動要支援者名簿登録者率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	指標説明 要支援者該当者の名簿提供同意		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	基準 DATA ※他との比較が難しいため、基準値は記載なし		_	48	80
設定理由	地域全体で助け合うためには登録名簿の整備が必要	更である/	きめ 。		

指標名	地区福祉会組織率	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	请標 説 明 福祉会件数/177行政区		(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	基準 DATA ※他との比較が難しいため、基準値は記載なし		_	70	100	
設定理由	理由 地域福祉ネットワークづくりには福祉会の組織は不可欠であるため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉		
施策部門	5	社会保障•:	社会保障•生活保護			
部門別プロジェクト	1	介護保険サー				

現状と課題

全国的に少子高齢化が進展する中、本市においては高齢者人口および高齢化率は共に伸び続けています。平成27年には高齢化率が30%を超え、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯や認知症の高齢者も年々増加しています。

第 1 期基本計画期間中では、計画に定めてあった、ケアプランチェックや介護給付適正化に取り組んだ結果、介護保険計画で予測した給付費や

認定者数を若干下回って推移している状況です。

しかし、年々介護保険サービスの給付費は増加 しており、それに伴って介護保険料も改定のたび に上昇しているため、前回の総合計画に引き続き、 適切な介護サービスを利用するための「介護給付 適正化」や、介護が必要な状態にならないための 取り組みの「介護予防」を積極的に図っていく必 要があります。

プロジェクトの基本方針

団塊の世代の人々が後期高齢者となる平成 37年(2025年)をめどに、国はそれまでに高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるような、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

その「地域包括ケアシステム」を実現するために、医療と介護をはじめとした地域の多職種連携の推進、地域密着型を中心とした介護サービスの基盤の整備や質の高い介護サービスを実施する

ためのサービスの質の向上、要介護状態にならないための地域支援事業の充実、適切な給付を実施するためのケアプランチェックの充実などに取り組みます。

本計画においても、第1期基本計画の基本的な考え方を基礎としながらも、国の方針や法改正などに沿って、さらには地域特性や市の現状を踏まえながら、課題の解消や目標の達成を目指していきます。

(1)介護保険サービスの適切な実施とサービスの質の向上

要介護者になる要因を把握し、認定の迅速化・公平化や介護給付の適正化のためのケアプランチェックの実施、および介護サービス従事者の質の確保と向上のために事業所に出向いて行う実地指導などに取り組みます。

(2) 要介護者にならないようにするための予防事業の積極的な推進

要介護者になる要因やリスクの高い人の実態を把握し、包括支援センター職員による訪問などを 行い介護予防事業への参加を促します。また、リスクが高い人だけでなくすべての高齢者が要介護者 にならないように、地区サロンなどを利用した介護保険制度の普及啓発や介護予防の運動の実施を推 進していきます。

(3) 地域包括ケアシステム実現に向けた取り組み

地域包括ケアシステムの実現に向けて医療職と介護職の連携を図り、切れ目のないサービス提供体制づくりに取り組みます。また、認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、介護サービスの基盤づくりや関係者間で情報を共有できるようなネットワークづくりに取り組みます。

指標名	要介護認定率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	65 歳以上の高齢者における要介護認定者の割合	甲世	(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	基準 DATA 県内自治体平均		20.5	20.3	20.1
設定理由	元気な高齢者を増やし介護認定者の割合を減らすため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉	
施策部門	5	社会保障•	社会保障・生活保護		
部門別プロジェクト	2	国民健康保険事業の推進			

【所管:市民環境部】

現状と課題

本市の被保険者一人当たりの年間医療費は、医療の高度化、高額医薬品の普及などにより、平成20年度299,637円から平成27年度389,384円と年平均で約13,000円の医療費の増加傾向を示しています。

国民健康保険は、他の医療保険などに属さないすべての人が加入し、わが国の国民皆保険の最後の砦として基盤的な役割を果たしてきたところです。しかし、他の医療保険と比べ構成被保険者の高齢化や医療費水準の増加などにともない、所

得に占める保険料の負担が重くなるといった構造的な問題を抱えています。

今後も厳しい国民健康保険財政の運営が予想されるため、その改善策として、平成30年度より都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに保険者になります。これにより市町村は、国民健康保険税の収納事務を行うとともに、医療費の抑制を図るため、被保険者の健康づくりなどの施策に取り組むことが求められます。

プロジェクトの基本方針

誰もが安心して医療を受けられる医療保険制度を維持するために、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進や被保険者に対して医療機関での受診指導などを実施することで、医療費の適正化を図ります。

また、国民健康保険財政を維持するために、重

要な財源の一つである国民健康保険税の収納率向上を図るための施策に取り組みます。

さらに、疾病を早期に発見し初期段階での適切 な治療による重症化を防ぐことで、国民健康保険 加入者の疾病予防および健康維持を推進します。

(1) 医療費適正化の推進

年々増加する医療費の適正化を図るため、国保加入者に対し後発医薬品の有効性を、広報紙などを活用した普及啓発により、後発医薬品の利用促進を図るとともに、レセプトの点検により重複受診者・頻回受診者を把握し、訪問指導により適正受診を指導することで、医療費の適正化を推進します。

(2) 安定した国保運営の強化

安定した国民健康保険制度を維持するためには、重要な財源の一つである国民健康保険税収納率の向上を図ることは重要な施策であるため、口座振替の推進や徴収体制の充実、見直しを図るなど、収納率の向上を図り税収確保につなげます。

(3) 重症化予防の推進

特定健診の受診により疾病を早期に発見し、初期の段階で適切に治療することで、疾病の重症化を防ぎ医療費の抑制につなげ、国保加入者の疾病予防および健康維持を推進します。また、関係部署と連携し、特定健診制度の周知を図り、受診率向上に取り組むとともに、健診結果に基づき、早期の段階で特定保健指導を実施することで、初期段階での適切な治療につなげて重症化予防に取り組みます。



指標名	後発医薬品(ジェネリック医薬品)普及率	举点	基準値	現況値	目標値	
指標説明	後発医薬品の占める割合	単位	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	基準 DATA 県内自治体平均(国民健康保険団体連合会統計)		61.7	58.6	80.0	
設定理由	後発医薬品のある医薬品を、後発医薬品へ変更することで医療費の抑制につなげるため					

指標名	国民健康保険税収納率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	指標説明 国民健康保険税調定額に対する収納額の割合		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	基準 DATA 県内自治体平均(県国民健康保険事業状況報告)		91.3	95.8	97.0
設定理由	由 保険税の収納率向上により安定した財源を確保するため				

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	」まちづくり 施策分野		
施策部門	5	社会保障•生活保護			
部門別プロジェクト	3	後期高齢者医療保険事業の推進			

【所管:市民環境部】

現状と課題

平成 20年4月に施行された「後期高齢者医療制度」(以下「本制度」)は、熊本県の全市町村で構成する熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)が担っています。高齢化社会が進む中、被保険者数の増加や医療の高度化、高額医薬品の普及などにより、本市の被保険者一人当たりの年間医療費は、平成 20年度の816,000円から平成27年度には1,026,000円と、年平均で約30,000円の増加傾向となっています。

また、本市の被保険者数は、本制度発足当初の

平成 20 年度は 9,349 人でしたが、平成 27 年度は 10,170 人で、年平均で約 100 人を超える 増加傾向となっています。

今後も75歳以上の後期高齢者が増える状況にあることから、高齢者が安心して医療を受けられ健康で生活できるよう本制度の適正な運営を果たすとともに、広域連合の方針に沿った保険財政基盤安定化のため、医療費抑制や保険料の収納対策などに取り組む必要があります。

プロジェクトの基本方針

高齢者が安心して医療を受けられる医療保険制度を維持するとともに、平均寿命と健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)との差を縮めて質の高い生活を送ることができるよう、本市は広域連合と連携して健康診査・歯科健診・人間ドックなどの保健事業を推進していきます。

また、本制度の運営は、広域連合が保険者として行っていますが、今後も広域化のメリットが生

かされた保険料負担や医療給付の平準化を図ります。

併せて被保険者が必要かつ適正な医療サービスの提供が受けられるよう保険財政基盤の強化と財政運営の安定化を図るとともに、市町村は本制度の最寄りの窓口として運営に当たるため、個人情報の取り扱いについては適正かつ厳格に管理します。

(1) 医療費の適正化と健康寿命の延伸

医療費の適正化は、将来にわたり安心して医療を受けられる医療保険制度の堅持と、被保険者の適正な受診による健康保持の観点からも重要な課題です。本市は被保険者一人ひとりが適正な医療給付を等しく受けられ、健康の保持と生活の質を確保し向上できるよう、国・県・広域連合が作成する医療費適正化計画の方針に従い、対策に取り組んでいきます。

また、健康診査などの保健事業の実施に当たっては、医療費や健診などの健康に関する情報の分析を基に、効果的かつ効率的な事業展開を行います。

(2) 医療保険財政の安定化

本制度の財政運営は広域連合が行っていますが、本市も広域連合と連携し広域化のメリットが生かされた保険料負担と医療給付の平準化を推進していきます。また、安定的な保険料確保に向けた収納対策を行います。

(3) 事務の効率化・適正化と個人情報の保護

本制度の運営に当たっては、広域連合との連携が不可欠です。広域連合の広域化による効率的かつ 効果的な各種業務体制と併せ、本市は被保険者の最寄りの窓口として、各種申請の受け付けやきめ細 かな保険料の徴収などを行い、被保険者の利便性向上を図ります。

また個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する各種法令や情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格に管理します。



指標名	健康診査受診率	単位	基準値	現況値	目標値		
指標説明	健康診査および人間ドック受診者の割合	半四	(H27)	(H27)	(H32)		
基準 DATA	県内自治体平均	% 13.6 18.7 20.0					
設定理由	被保険者の疾病を、早期に発見し治療することで健康寿命を延伸するため						

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	健康福祉		
施策部門	5	社会保障•:	社会保障·生活保護			
部門別プロジェクト	4	自立支援体制の充実				

現状と課題

本市における生活保護受給世帯は、年々増加傾向にあり平成 17年合併時の 186世帯・251人から平成 28年 12月現在で、348世帯・409人と増加しています。保護率で見ると、7.3‰(パーミル)であり全国平均 17.1‰に比べると低い状況にあります。

世帯類型別で見ると稼働年齢(65歳以下)でありながら就労できないその他世帯の増加や、高齢化・核家族化に伴う扶養意識の低下などにより、受給世帯に占める高齢者世帯の割合が本市でも全体の約60%を占めています。中でも有料老人

ホームなどの施設に入所し、年金だけでは施設費 用が賄えないといったケースが増加しています。

また、被保護世帯の増加に伴い保護費も年々増加しており、決算額で比較すると合併当初の4.8億円から平成27年度の8.4億円と1.75倍になっています。そのため今後は、稼働が可能な人については、就労支援専門員やハローワークなどと連携して就労支援を積極的に行い、高齢者世帯については、医療扶助費や介護扶助費の適正運営を確保していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

生活に困窮する市民に対して問題解決のための制度や支援策など、適切な助言、各関係機関との連携を行い、早期に問題解決ができるよう支援体制の強化に取り組みます。

そのために、今後さらに増加することが予測される生活相談に対応できるよう、生活自立センターや民生委員児童委員などとの連携を密にして、 低所得世帯の状況把握と相談体制の充実を図ります。また、医療機関や福祉関係機関との連携を 強化するとともに、就労支援プログラムの活用を 進めて被保護者の早期自立を図ります。

年々増加している医療扶助費や介護扶助費に

ついては、レセプト点検による頻回受診や重複受診の防止、安価な後発薬品の使用促進により医療費削減、介護保険サービス利用者のケアプランの精査など、適正な管理運営を図ることで削減に取り組みます。

また、経済情勢や雇用情勢により影響を受け生活に困窮する市民に対しては、最低限度の生活保障と自立助長を図る生活保護制度が最後のセーフティネット*としての機能を適切に果たすことができるよう、生活保護の適正な運用と実施に取り組んでいきます。

(1) 自立支援体制の強化

被保護者の自立を促すため、就労可能な者については就労支援専門員が、求人情報の提供や面接指導を行い、公共職業安定所と連携し就労支援プログラムを活用した就労を支援します。また、保有資産の活用や扶養義務者からの援助などについても積極的に求めていきます。

(2) 生活保護制度の適正な運営

ケースワーカーによる定期的な家庭訪問の実施や医療機関との連携により、日常生活や病状など生活環境を正確に把握します。また、必要のない人に支給される「濫給」や逆に本当に必要な人に行き渡らない「漏給」を防止するため、各種研修会の参加や所内研修などで関係職員のスキルアップを図り、生活保護の適正実施の推進に取り組みます。

(3) 医療扶助の適正化と後発薬品の推進

高齢化と共に増加する医療費の適正化を図るため、レセプト点検員による医療費明細書の確認を行い、重複受診や頻回受診の防止を強化します。また、安価である後発薬品の使用について積極的に推進し、安全性と医療費削減について啓発を図ります。

指標名	後発薬品使用割合	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	被保護者における後発薬品使用割合	十四	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	厚生労働省による調剤報酬明細書集計	%	75	71	80	
設定理由	国が後発薬品の使用割合を増やし医療費削減を目指すため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	受分野 健康福祉			
施策部門	6	地域医	地域医療				
部門別プロジェクト	1	地域に根差した病院事業の充実					

【所管:宇城市民病院】

現状と課題

宇城市民病院は、昭和 28年に地域の中核医療機関を担うため豊福診療所として開設されました。その後、昭和 30年には一般病棟 30床の国民健康保険松橋町立病院に変わりました。さらに、平成 7年には救急医療告示病院として認可を受け、平成 17年の本市誕生により、名称も現在の国民健康保険宇城市民病院に変わりました。現在は、内科や外科をはじめとする8科の診療科目と一般病床 45床で、県下では小さな規模の公立病院です。

診療については、常勤医師 2 人と熊本大学医

学部附属病院などからの派遣を受けた応援医師により、入院と外来の診療を行っています。患者数は減少傾向にありますが、平成27年度の実績では入院患者延べ数9,090人、外来患者延べ数21,070人でした。特に、熊本地震直後は、入院患者が急増し満床状態が約1カ月間続きました。

宇城市民病院には、地域に密着した医療機関として、関係機関との連携した地域医療の実現が求められています。また、地域や市民ニーズに応えられるよう病院事業の安定を図り、医療体制や機能を充実させていくことが今後の課題です。

プロジェクトの基本方針

公立病院改革においては、社会保障制度改革の動きと連動しながら、全国の公立病院の半数近くが赤字経営であることに鑑み、経営の効率化や再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに向けて、「新公立病院改革ガイドライン」が平成27年3月に総務省から示されました。

これを受けて、宇城市民病院は平成29年3月に現在の医療体制を維持するための「国民健康保

険宇城市民病院新改革プラン(平成 29 年度~平成 32 年度)」を策定しました。診療所から始まった宇城市民病院の診療は、年月の経過とともに変化してきていますが、今後はこの改革プランにもあるように、地域に密着した医療機関としての需要に応えるため関係医療機関との連携を推進し、病院事業の充実に向けて収入の確保と経営の効率・安定化を図っていきます。

(1) 効率化による安定的経営の確立

病院事業会計は、市が経営する企業であるため独立採算で経営されるべきですが、医療サービスの 提供を図るための不採算を担うといった使命があります。このことから、地方公営企業法では、「経 営収入を充てることが適当でない経費および能率的な経営を行ってもなお経営収入のみでは不足す る経費については一般会計などにおいて負担するもの」とされています。しかし、この負担について は病院事業の経営努力を不可欠とするものです。

そこで、国民健康保険宇城市民病院新改革プランの推進により、経費の節減はもとより収入の安定を図るとともに必要な医療従事者を確保します。また、施設および医療機器の老朽化に対しては効率的な整備・改修を行うため、中長期的更新計画を策定し必要な資金を確保するとともに、施設などの充実および長寿命化を図ります。

(2)関係医療機関との連携推進

現在の医療体制を維持するため、熊本大学医学部附属病院や済生会熊本病院などの高度医療機関との連携を図るとともに、宇城総合病院や熊本南病院などの宇城医療圏内の病院などとの連携が不可欠なため、これらの関係機関との連携を強化していきます。



指標名	経常収支比率	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明			(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	50 床未満の公立病院平均 % 99.2 100.1 100.2					
設定理由	収入の確保と経費節減などにより黒字経営を維持するため					

指標名	病床利用率	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明 年間の病床利用を百分率で表したもの		平1世	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	50 床未満の公立病院平均	%	64.4	54.8	57.8	
設定理由	現状の医療規模を目標に一日当りの平均入院患者を 26 人と設定し収入の確保を図るため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境		
施策部門	7	消防・防災				
部門別プロジェクト	1	広域消防の適正化と防災・消防体制の強化				

【所管:総務部】

現状と課題

消防・防災行政は住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービスであり、近年の豪雨災害をはじめとした風水害や地震などの激化する自然災害および毎年20件以上発生する建物火災などへ対応するため、地域消防防災力の維持・確保は不可欠です。

しかし、高齢化や人口減少などにより消防団員の減少傾向が継続する中で、消防防災行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供することが求められています。

今後の地域における消防防災体制の整備・確立

のためには、常備消防と消防団などの非常備消防機関間の連携・協力などをより進めるとともに、自主防災組織をはじめとする地域住民やその他のさまざまな機関と連携した総合的な地域防災力の強化が求められています。そのため、地域資源を有効に活用し、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要があります。

また、人口減少社会における持続可能な消防体制の確立として、消防署や消防団といった消防組織の運用や消防機関以外の外部資源の活用可能性についても検討する必要があります。

プロジェクトの基本方針

風水害や地震などの自然災害や火災などの被害を最小限に防ぎ、市民が安全安心に生活を営むことできるよう、常備消防組織の適正化および常備消防と消防団などの非常備消防の柔軟な連携・協力などをさらに推進し、消防体制の充実強化を図ります。

また、地域防災力の中核として欠くことのできない消防団員の減少に歯止めをかけ、地域防災力の低下を防ぐとともに、消防団をはじめ、自主防

災組織や行政区などにおいて、地域防災力の中心 的な役割を担う組織のリーダー育成や団体の平 常時における訓練・学習など、地域防災力の底上 げに向けた取り組みを行います。

併せて、住民一人ひとりがさまざまな災害から身を守る行動の実践や平常時からの備えなど、いつ起こるか分からない災害に対して自主的に行動ができるように訓練や研修などを積極的に取り組みます。

(1) 防災消防組織の連携強化

地域防災の中核を担う消防団員が、災害発生時における防災消防活動の基礎・基本的な行動力を身に着けるとともに、平常時から自主防災組織など各機関と連携・協力を意識した訓練や災害などの発生初動期における活動が的確かつ安全に行えるよう、訓練などを実施します。

(2) 地域消防の充実

地域防災の要である消防団員は全国的に減少傾向にあり、本市においても独自で広報紙を発行するなど、消防団の魅力を伝えるさまざまな施策を講じて団員の確保に取り組んでいます。今後も団員確保に関する対策を推進していくとともに、人口減少率が高い地域においては消防団組織の再編などを進めながら、地域消防の充実を図ります。

(3) 防災消防体制の強化

近年の記録的豪雨や、それに起因する土砂災害などに迅速に対応すべく、早期避難の体制づくりや 住民周知の方法など、連絡体制の整備・強化を図り災害に備えます。また、研修会や学習機会を設け て、自分たちの身(まち)は自分たちで守るという自助・共助の防災意識を高めます。



指標 名	消防団員加入者数	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	指標説明 宇城市消防団員総数(機能別団員含む)		(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA 宇城市消防団条例定数		人	1,892	1,815	1,892	
設定理由	消防防災の中核を担う消防団組織の人材を確保するため					

指標 名	火災発生件数	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	市内における 1 万人当たりの火災件数	半四	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	全国における 1 万人当たりの火災件数	件	3.4	3.7	3.2	
設 定 理 由	火災予防啓発や地域消防の充実により火災件数の減少を目指すため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境		
施策部門	8	交通安全•:	交通安全・地域安全			
部門別プロジェクト	1	交通安全対策の強化				

【所管:総務部】

現状と課題

本市の交通事故発生件数は年々減少傾向にありますが、死亡者数は減少せず毎年約4人が交通 事故で亡くなっている状況です。また、発生件数 と死亡者数ともに高齢者が占める割合が年々増 加傾向にあり、市内通過者による重大事故も発生 しています。

交通安全施設については、各行政区からの危険 箇所回避要望により、カーブミラーやガードレー ルなどの整備を行っています。また、警察署や交 通安全協会など関係団体と連携し交通安全キャ ンペーンや交通安全教室、防災無線での呼び掛け、 広報紙、チラシなどを活用し交通安全意識の高揚 を図っています。

社会情勢の変化に伴い多様化する交通環境に対応していくため、高齢者や子どもなど交通事故の被害者または加害者になりやすい交通弱者へ交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけるなどを加速させる必要があります。

また、市内通過者を含む運転者に対して思いやりのある運転の促進など、交通安全思想を普及・浸透させ交通事故防止の徹底を図るとともに、交通安全施設についても、住宅建築の増加などの地域状況に合わせて、増加傾向にある危険箇所への早急な対応が必要です。

プロジェクトの基本方針

交通事故防止の徹底を図るため、警察署や交通 安全団体などと幅広い連携を強化していきます。 特に地域の高齢者や子どもなどの交通弱者に対 しては、事故防止に対する意識啓発を徹底させる 交通安全運動を展開するとともに、市内通過者を 含む運転者に対しても交通安全の呼び掛けを徹 底します。

また、交通安全施設については、見通しの悪い

場所へのカーブミラーの設置や転落防止のためのガードレールの設置など、地域住民や交通安全団体からの情報を基に危険箇所を的確に把握し、継続的に整備を推進します。

特に、通学路における危険箇所については、学校や警察署など関係機関と連携を密にし、子ども や地域住民の安全安心を守るために最優先に整備します。

(1)交通安全意識の高揚

宇城警察署や交通安全団体などと連携し交通安全の思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの習慣付けへの取り組みを推進します。特に、子どもの交通事故防止を目的として、幼児・児童とその保護者に対して交通安全教室・広報啓発を行います。

高齢者に対しては、老人会や福祉会などを利用して、年齢による身体の変化に対応した交通安全教室や広報活動による啓発を行うとともに、運転者に対しても防災行政無線での呼びかけやタッチ運動、交通安全キャンペーンなどを通じて思いやりのある運転を促進します。

(2) 道路安全設備の整備

カーブミラーやガードレールなどについては、行政区からの要望をもとに危険性の高いところから 順次整備を行います。

また、通学路に関しては小学校からの要望をもとに、教育委員会・道路管理者・警察署・学校関係者と通学路点検整備を行うとともに、地域からの信号機・横断歩道などの交通規制に関しては、道路および交通状況を精査し警察署へ要望を続けていきます。





指標名	人口当たり交通事故件数	単位	基準値	現況値	目標値		
指標説明	市内で1年間の1千人当たり交通事故件数	十四	(H27)	(H27)	(H32)		
基準 DATA	県内で1年間の1千人当たり交通事故件数 件 3.72 3.80 3.40						
設定理由	交通安全啓発活動や施設整備を行うことによって交通事故件数の減少を目指すため						

指標名	人口当たり交通安全施設経費	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	宇城市内における一人当たり交通安全施設経費	1 年 110	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	円	_	197	203	
設定理由	交通安全施設の整備を行うことによって交通事故件数の減少を目指すため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境		
施策部門	8	交通安全•:	交通安全・地域安全			
部門別プロジェクト	2	防犯対策の強化				

【所管:総務部】

現状と課題

本市の刑法犯認知件数は平成 27 年が 351 件で 10 年前と比べると半数以下に減少しています。しかし、振り込め詐欺や還付金詐欺、車上狙いや自転車窃盗など高齢者や子どもなど社会的弱者を中心とした犯罪は後を絶たない状況にあり、警察署や防犯関係団体などと連携を図り、犯罪予防

を啓発する必要があります。

また、市および行政区は地域の危険箇所に防犯 灯を約6,500基設置していますが、電気代の高騰や器具の老朽化により維持管理費が増大しており、今後も継続していくには維持管理費の削減が必要です。

プロジェクトの基本方針

振り込め詐欺や還付金詐欺など特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察や関係団体と連携を強化し、防災行政無線やチラシなどを使い市民への周知徹底を図ります。

また、車上狙いや自転車窃盗などの犯罪防止のために、駅など主要箇所への防犯カメラの設置や防犯団体などと連携した防犯パトロールの強化により犯罪を未然に防ぎ、高齢者や子どもなど社会的弱者を犯罪者から守り、市民が安全で安心で

きる地域社会の実現を推進します。

市および行政区が設置している防犯灯については、まずは行政区が保有している防犯灯約4,000基をLEDに交換し、電気代および修繕費の軽減を図り、市が保有している防犯灯約2,500基についてもLED化を進め、維持管理費の削減と地球温暖化防止に寄与し、市民が安心して安全に暮らせる明るいまちづくりの推進を図ります。

(1) 防犯対策の強化

防災行政無線、広報紙、チラシ配布、振り込め詐欺防止キャンペーン、鍵掛けキャンペーンなどを 行い防犯意識の高揚を図ります。特に、各地域の PTA 青色防犯パトロール隊による通学路などのパ トロールを継続的に行います。

(2) 防犯施設の整備

行政区の要望をもとに危険箇所などに防犯灯の整備を行います。また、行政区に対して防犯灯設置 費などの補助金を交付し、自主防犯意識の高揚を推進します。特に、既存の防犯灯を LED 防犯灯に 交換を行い維持管理費の削減を図ります。



指標名	人口当たり刑法犯認知件数	単位	基準値	現況値	目標値		
指標説明	市内で1年間認知された1千人当たり刑法犯件数	1 年 110	(H27)	(H27)	(H32)		
基準 DATA	県内で1年間認知された1千人当たり刑法犯件数	件	5.75	5.87	5.42		
設定理由	設 定 理 由 啓発活動や防犯活動を行うことによって刑法犯件数の減少を目指すため						

指標名	防犯灯設置維持管理経費	出占	基準値	現況値	目標値	
指標説明	市・行政区が設置した防犯灯1基の経費 単位		(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA ※他との比較が難しいため、基準値は記載なし		円	_	3,945	2,819	
設定理由	地域の環境整備と自主防犯意識の高揚を図り経費の削減を行うため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境	
施策部門	9	治水・治山			
部門別プロジェクト	1	治水・治山対策の充実			

【所管:土木部】

現状と課題

本市の治水対策として、農地については、冠水被害を防ぐため、県営事業により亀松、豊川北部、豊川中央、豊川南部地区の排水機場更新事業を実施しています。

また市街地などにおいては、松橋地区と三角地区に排水機場、大野区と救の浦区に常設の排水ポンプを設置し、その他の地域には非常時に随時仮設ポンプを設置し対応しています。

しかし、近年は宅地開発などにより山林や農地 が減少していることで、保水能力が低下し、台風 や局地的な豪雨時には道路冠水、狭い河川や水路 では、氾濫、護岸崩壊が起こり、床上・床下浸水 などの被害が発生しています。

山間部においては、急峻な地形により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流箇所も多く点在し、現在市内では約 600 カ所指定を受けています。このうち対策が必要な箇所が 227 カ所あり、これまでに 43 カ所の対策工事を行いました。

市民の自然災害に対する不安は依然として大きく、河川改修が必要な箇所も多いことから、被害を防止するための取り組みが求められています。また、がけ崩れなどの土砂災害から市民の生命と財産を守るため、砂防事業などの対策を行う必要があります。

プロジェクトの基本方針

本市が管理する河川や水路については、氾濫や 浸水による被害を解消するため、計画的な河川改 修に取り組み、護岸崩壊などで河川の機能を失う 恐れのある箇所については、緊急性を考慮しなが ら対策を進めます。

水路や雨水管については、流下・排水・貯留と

いった各機能を向上させ、地域の治水、排水対策を推進します。

また、市民の生命と財産を災害から守るため、 土石流の発生する恐れがある箇所や、急傾斜地な どの危険箇所における土砂災害対策を促進して いきます。

(1)治水事業の推進

宇城市総合治水計画の策定に取り組み、河川などの整備を促進することにより、浸水被害の発生・拡大防止または軽減を図ります。また、市民へ的確な水防情報を提供し、警戒避難体制の整備を進めます。

水門については、管理体制の強化や施設の改良、その他適切な排水管理に向けて必要な施策を実施します。また、河川は防災対策の強化や河川環境の改善などを図るため、県へ県管理河川の早期整備について要請するとともに、市管理河川については、護岸改良などの整備を行います。

その他、浸水被害軽減に向けた対策として、宅地に止水壁や雨水浸透ますなどの設置を推進します。

(2) 土砂災害対策事業の推進

急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流の危険から住民の生命と安全を確保するため、国・県の事業を 活用し、急傾斜地崩壊対策工事を実施します。

また、土砂災害特別区域内での居住世帯に安全な区域への住宅移転を促進する土砂災害危険住宅移転事業を実施し、土砂災害の防止を図ります。

(3)予防治山事業の推進

水源のかん養および山地災害の防止のため、国・県の事業を活用し、治山ダムなどの治山施設の整備強化に取り組みます。また、既存施設の定期的な点検や確認を行い、機能保全を図ります。



施工前



施工後

指標名	土砂災害危険箇所における対策実施率	出片	基準値	現況値	目標値	
指標説明	県指定の市内土砂災害危険箇所に対する整備率	単位	(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	県内自治体平均(土砂災害危険箇所整備率)	危険箇所整備率) % 24.5 18.9 20.0				
設定理由	土砂災害危険箇所への対策実施状況が確認できるため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境		
施策部門	10	環境保全・2	環境保全・公害対策			
部門別プロジェクト	1	環境にやさしい循環社会の構築				

【所管:市民環境部】

現状と課題

物質的な豊かさを求めた大量生産や大量消費という経済社会システムは経済的な豊かさと便利さをもたらす一方、廃棄物の大量発生や環境負荷を深刻化させています。本市は近隣自治体と比較して、一人当たりのごみ収集量が少なく、リサイクル資源回収量が多いため、3R*は相対的に進んでいます。

しかし、年比較した場合にごみ収集量や不法投棄の抑制につながっていないなど、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、「環境志民」としての役割を担うには至っていない状況です。

リサイクルについては、平成 19 年度から市内

全域でコンテナ回収による分別収集を開始して 埋め立てごみを少なくする施策にも取り組み、現 在22品目の分別収集によるリサイクル率は国の 20.6%を上回る22.1%です。

また、水分量が多い生ごみの減量については、 堆肥化容器の購入補助による生ごみの減量化な どを図り、一人 1 日当たりのごみの量は全国平 均 947 グラムと比べ、本市は 847.7 グラムと全 国平均より排出量は少ない状況です。しかし、「ご みゼロ」を目指すためにはさらなるごみ減量の取 り組みが必要です。

プロジェクトの基本方針

環境に優しい循環社会を構築するためには、第一に発生するごみの量をできる限り少なくすることが必要です。市民・事業者が無駄をなくし、環境に配慮した意識を持って「環境志民」として行動することで、排出ごみの量をより一層減らすまちづくりを目指します。また、効率的で、適正な処理に向けた排出・分別ルールを徹底します。

リサイクルを推進するためには、市民・事業 者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たす とともに相互の連携を図って行動する必要があります。それぞれの役割分担と協働を図ることで資源を有効活用するまちづくりを目指すとともに、意識改革に向けた 5R*の推進を行います。

今後も快適な生活環境を実現するため、排出されるごみ出しのマナーや不法投棄をさせない環境づくりについて情報発信を行い、快適で衛生的な環境づくりに向けての行動を展開します。

(1)廃棄物の減量化とリサイクルの推進

家庭から出るごみの減量化を図るため、マイバック持参運動推進や生ごみの堆肥化の普及や、各種リサイクルの取り組みに加え、引き続き生ごみ処理機の補助を行い、ごみをできる限り廃棄しないよう「分別収集の徹底」や再生資源として再利用するよう5Rの推進を図ります。また、市民・運搬業者・行政との連携により、分別の質を高め再資源化の向上を図るとともに、事業系ごみについては可燃ステーションへの排出禁止の指導徹底により減量を推進します。併せて一般家庭および飲食業への食べ切りの推進など食品ロスの削減にも取り組みます。

(2) 廃棄物の適正処理の徹底

市民の環境意識向上のために広報紙・ホームページを活用した情報発信を行います。また、ごみ出しカレンダーの内容充実と活用により収集日程やごみの出し方などを周知することで、ごみの適正処理を図ります。

環境保全隊との連携を密にし、環境パトロールによる不法投棄場所の確認を行い、不法投棄されに くい環境づくりを構築します。事業系廃棄物の減量と資源化の促進と排出適正の徹底を図ります。



地域での分別収集活動

指標名	一人当たりのごみの量	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	市民一人 1 日当たりのごみ排出量		(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA 全国平均(一般廃棄物の排出および処理状況)		ク゛ラム	947.0	847.7	645.7	
設 定 理 由 宇城市廃棄物処理計画に基づき、ごみ排出量を減少させるため						

指標名	リサイクル率	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	市民が排出する廃棄物のリサイクル率		(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA 全国平均(一般廃棄物の排出および処理状況)		%	20.6	22.1	22.9	
設定理由	理由 宇城市廃棄物処理計画に基づき、廃棄物のリサイクル率を上げるため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境		
施策部門	10	環境保全・2	環境保全・公害対策			
部門別プロジェクト	2	自然環境の保全と保全体制の強化				

【所管:市民環境部】

現状と課題

本市には、市域の約30%を占める森林や広大な平野部、大野川・砂川をはじめとする河川と萩尾溜池などのため池群の水辺、不知火海沿岸の特異な生態系を持つ干潟と豊かな自然環境があります。

森林は林産物の供給だけでなく、豊かな地下水を育み、土砂崩れや洪水を調整し二酸化炭素の吸収により地球温暖化防止に重要な役割を担っており、広大な平野部は、江戸時代に行われた干拓

地で、干潟には現在もムツゴロウが生息し渡り鳥の越冬地や中継地となっています。

しかし、近年の自然環境の変化により、野生動物の住宅地や農地への侵入やため池の環境悪化、外来生物の増殖、生態系に影響を及ぼす外来植物の繁茂などにより、自慢の豊かな自然環境は壊されようとしているため、環境保全により多様な生物と共生できるような体制づくりと取り組みが求められています。

プロジェクトの基本方針

かけがえのない豊かな自然とのふれあいを大切にすることで、美化活動などによる景観の維持・向上を図ります。また、緑豊かな山々や美しい川、青い海を守り育み、多様な動植物が生息・生育できる自然環境がかけがいのないものであることを実感できる環境を保ち、静かで落ち着ける生活環境を確保します。

そして、個々が環境への配慮を実践するために、 自らが環境の諸問題に関心を持ち、環境保全活動 に取り組みます。 環境保全体制の強化については、市や市民、事業者が協働のもと環境教育・環境学習を実施する必要があるため、環境に優しい心と実行力を持った人づくりを進め、今後も将来の環境リーダーを育てるため、継続して環境教育を行います。

特に学校教育現場においては、県全体で取り組んでいる学校版環境 ISO*の取り組みについては、 一層の充実と家庭や地域との連携を図っていきます。

(1) 自然環境の保全と創出

不知火海沿岸部分は、沿岸ヨシ原やムツゴロウなど特異な生態系を持ち、渡り鳥の越冬や中継地としての干潟があります。流入する河川の上流部分ではホタルが乱舞するなど、本市には豊かな自然の残る水辺環境があります。この豊かな水辺環境を守り後世に残します。

災害や改修などで工事を行う場合は、自然環境に十分に配慮した工事を行い、生態系の保護に併せて、特定外来生物*で、日本では熊本県(白川、坪井川、大野川、砂川の4河川)と愛知県でのみ侵入が確認されているスパルティナ属*を駆除します。

(2)保全体制の強化

保全体制の強化には、市民一人ひとりが環境について考え、学習することが大切です。地域や学校教育現場において、環境について学習する機会を設けます。

また、地域においては、家庭教育学級や高齢者学級において環境教育を行い、環境リーダーを育てます。特に学校教育現場では、小学校全学年で環境学習として学校版環境 ISO に取り組み、家庭や地域へ広げる取り組みを推進します。



スパルティナ駆除作業(環境省)



環境学習の様子

指標名	干潟環境における保全面積	単位	基準値	現況値	目標値	
指標説明	大野川河口域のスパルティナ属の面積		(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	準値は記載なし m - 6,500 3,000				
設定理由	不知火海沿岸部分の干潟環境の変化が確認できるため					

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境	
施策部門	10	環境保全・公害対策			
部門別プロジェクト	3	快適な生活環境の構築			

【所管:市民環境部】

現状と課題

本市で発生する公害や苦情は、事業所や畜舎からの悪臭、工事や道路交通による振動・騒音、野外焼却による大気汚染、化学物質や油の流出事故による水質汚濁、土地の管理者の高齢化などによる荒廃地の増加、犬猫の多頭飼育、餌やり、ふん害などのペット問題と多岐にわたっています。

悪臭、振動、騒音は人の感覚に刺激を与えるこ

とから感覚公害と呼ばれており、人それぞれの感じ方に違いがあり、個人の感情とともに対処していく必要があります。そのため、解決には時間を要し、事業所や畜舎などの施設の改修が必要になる場合も多く、なかなか解決に至っていません。また、土地の管理者が高齢化したことや不在になることで荒廃地が拡大していることも課題です。

プロジェクトの基本方針

生活様式の変化により、近隣住民との関わりが 薄れつつある近代において、安心して暮らせる健 全な生活環境の保全・創出のためには、市、市民、 事業者が協力し合いながらまちづくりを進めて いく必要があります。

爽やかで澄んだ空気、清らかな水環境、騒音や 振動による不快感のない、静かで落ち着ける生活 環境の確保に向けて、大気汚染や工場、畜舎からの悪臭、水質汚濁の環境汚染の防止に取り組みます。

ごみの不法投棄や野外焼却、ペットによるふん 害、荒廃地などの解消に取り組み、環境マナーを 向上させることより、清潔に暮らせる環境を確保 します。

(1) 公害防止体制の強化

野外焼却の禁止の指導、工場事業所や畜舎から排出される煙などの改善・指導などにより大気汚染や悪臭の発生を防ぎます。

河川や井戸については、水質調査により水質を監視していきます。また、公共下水道や農業集落排水・合併浄化槽の整備を進め、河川の水質を向上させます。併せて産業廃棄物処分場跡地周辺の水質を追跡調査し、廃棄物による土壌汚染を監視していきます。

(2) 快適な生活環境の構築

環境マナーの向上を推進し快適な生活環境の構築に向けて、宇城市環境保全隊と協働したパトロールを行います。

また、ごみの散乱防止に取り組むとともに野外焼却や犬の放し飼いなどの禁止事項を啓発し、犬や猫によるふん害を防止するための看板設置や広報活動、荒廃地の指導などを行うことで、安心して暮らせる生活環境を守ります。



水質検査 (河川水)



環境保全隊による清掃活動

指標名	環境への満足度(不満度)	出片	基準値	現況値	目標値		
指標説明	本市によせられた環境に関する苦情件数	単位	(H27)	(H27)	(H32)		
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件 — 131 100					
設定理由	由 市民からよせられた苦情件数の増減で環境への満足度(不満度)の変化が分かるため						

基本目標	3	「住み続ける」まちづくり	施策分野	生活環境		
施策部門	11	消費者生活				
部門別プロジェクト	1	消費者生活対策の推進				

【所管:経済部】

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化を背景に、 訪問販売や電話勧誘、架空請求、振り込め詐欺な ど、いわゆる悪質商法による被害が後を絶たない のが現状です。

また、インターネットを使った架空請求や詐欺などの手口はますます巧妙化しているため被害が減らない状況です。これらの被害を受けるのは高齢者のみならず、幅広い世代に被害は及んでいます。

今後、販売形態や契約方法の一層の多様化が予

想される中、悪質商法にだまされないためには、 消費者自身が悪質商法を見抜く力を養い、自立す ることが必要です。消費生活出前講座の幅広い年 齢層への浸透や、関係機関や各種団体と協力しな がら消費生活に関する情報提供や啓発活動、適切 な助言が課題として挙げられます。

また、市消費生活センターに寄せられる相談や 苦情は、年々複雑化・高度化・多様化しているため、それに対応する消費生活相談員の資質向上を 図る必要があります。

プロジェクトの基本方針

市民の消費行動を巡る安全確保のため、幅広い 年齢層を対象に消費生活出前講座を実施し、消費 者教育や啓発活動を行い、悪質商法にだまされな い賢い消費者を育てるとともに、市民が安心して 消費生活を送ることができるよう、消費者被害の 未然防止と適切な助言を行います。

また、消費者教育を通して、消費者の自立支援 (消費者が主体として市場に参画し、積極的に自 らの利益に向けて行動できるよう支援すること) を図ります。 一方、市消費生活センターに寄せられる相談や苦情の内容は年々複雑多様化しているため、消費生活相談員には適切に処理する能力が求められています。このため、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を活用し、相談対応や苦情処理の適切化・迅速化を図るとともに、さまざまな研修に参加して、より多くの知識や能力を身に付けることで、消費生活相談員の資質向上を図ります。

(1)取引の適正化と安全確保

消費者と悪徳商法事業者との間には情報の質や情報の量、交渉力の格差があり、対等な当事者ではありません。また、当事業者はその事業に関して消費者よりも交渉のノウハウがあり、あらかじめ定められた契約条項に関して消費者側からほとんど変更の交渉もできないので、消費者が不利な契約を押し付けてきます。

併せてこのような格差を是正し消費者の利益を擁護するため、広報紙や啓発用パンフレットの活用、消費生活出前講座の開催などを通じ、消費生活に関する情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図ります。

(2)相談・苦情処理体制の充実

全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET)の活用により、相談対応や苦情処理の迅速化を図ります。また、高齢者などへの悪質商法や多重債務問題の解決や予防のため、社会福祉協議会や民生委員児童委員などの各関係機関と連携を図り、相談や苦情処理体制の充実を図ります。

さらに、複雑多様化する相談や苦情に対応するため、さまざまな研修への参加を通じ、消費生活相 談員の知識や能力の向上を図ります。

(3)消費者の自立支援

消費生活の中で消費者が持つ 8 つの権利(生活のニーズが保証される権利、安全への権利、情報を与えられる権利、選択をする権利、意見を聴かれる権利、補償を受ける権利、消費者教育を受ける権利、健全な環境の中で働き生活する権利)と 5 つの責任(批判的意識を持つ責任、主張し行動する責任、社会的弱者への配慮責任、環境への配慮責任、連帯する責任)を遂行し、市場において主体として行動し自由で多様な選択を行うことができるよう、消費者教育による知識の向上を図ります。

指標名	相談件数		基準値	現況値	目標値
指標説明	市消費生活センターに寄せられた相談件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA ※他との比較が難しいため、基準値は記載なし		件	_	383	400
設 定 理 由 相談件数の推移をみることで啓発活動の効果をはかるため					

指標 名	標 名 消費生活出前講座実施回数		基準値	現況値	目標値	
指標説明	消費生活出前講座を実施した回数		(H27)	(H27)	(H32)	
基準 DATA ※他との比較が難しいため、基準値は記載なし			_	34	40	
設 定 理 由	設 定 理 由 消費者教育の浸透をはかり、消費者被害を未然に防止するため					